

総合教育会議傍聴にあたって

(傍聴者の守るべき事項)

傍聴者は会場においては、次の事項を守ってください。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話などは受信音を出さないこと
- (5) 写真撮影、録画及び録音等を行わないこと。ただし、区長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 会議開催中は静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) その他、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

(違反者に対する措置)

傍聴者が守るべき事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただきます。